

山梨県心身障害者自動車燃料費助成金 よくあるご質問（山梨県中北保健福祉事務所）

※詳細は、お気軽にお問い合わせください。（福祉課 0551-23-3443）

ご 質 問	回 答
<p>Q1) レシートに名前が印刷されていない</p>	<p>A1) 支払い証明書か、スタンド発行の領収書が必要 レシートに名前(手帳所持者か家族運転者の氏名)が印刷されない時は、<u>1回ごとに支払い証明書右の欄に、スタンドの名前、住所等ハンコと、領収印を押して証明してもらってください。</u> レシートに名前を手書きで書いただけでは、誰が証明したか分からず、請求可能な証拠書類として認められません。または<u>スタンドの領収書を請求者名で書いてもらい、購入量計算書に添付する</u>のでもかまいません。</p>
<p>Q2) 年度途中で軽自動車を購入したが、市に減免申請できない今年7月、軽自動車を買った。普通車減免は、県税事務所ですいつでも申請できるが、甲府市以外の軽自動車減免は申請が概ね5月の決められた期間(※詳しい時期は各市町税務課に問合せください)しかできない。7月時点では申請できないが、減免できないと燃料費請求もできないか。</p>	<p>A2) 該当要件の確認が必要 市町税務課に、氏名・住所・手帳の級と種類・軽自動車を購入した年月日・軽自動車No・軽自動車利用目的等を連絡し、<u>市町の減免要件（県税事務所の減免要件に準ずる）に該当するか、来年度から減免になるかどうか確認</u>してください。更に、「<u>減免になる</u>」と回答された場合、その日時と内容を記録し、次回燃料費申請をする際に、記録を受付担当者に見せてください。 (※減免対象にならない場合、燃料費も対象になりません) 燃料費の請求時、その記録を県担当者がチェックし、<u>確認した日の翌月1日からを請求可能期間と「みなし」、算定</u>します。</p>
<p>Q3) <u>減免申請に行くのを忘れていた</u> 昨年7月10日に軽自動車購入。同日、市町税務課（甲府市以外）に聞くと、減免の申請期間は既に過ぎたが、「翌年の申請期間中に手続きをすれば対象になる」と言われた。しかし、手続きを忘れ結局申請できなかった。</p>	<p>A3) 燃料費請求不可能。 <u>「申請できたのに、しなかった」＝請求権の放棄</u> 手続きをご紹介しても、期間中に申請されなかった場合は、ご本人の責任です。<u>減免も燃料費請求もできません</u>のでご注意ください。</p>
<p>Q4) <u>4月にさかのぼって減免と書いてある</u> 今年3月10日に普通自動車を購入し、車検証登録した。自動車税の減免申請に行ったのは、同年5月20日だが、手帳に「4月から減免」と県税事務所の方が書いてくれた。しかし、燃料費の資料には、減免手続きをした翌月1日からガソリン請求と書いてある。すると、燃料費を請求できるのは6月1日からか。</p>	<p>A4) 定期期間 毎年、<u>4月1日から5月31日まで（5月31日が土日にあたる場合は、翌開庁日まで）</u>は、自動車税減免申請の「定期期間」といいます。前年度の<u>3月31日までに購入（車検証登録）していた自動車は、定期期間内に減免申請を行えば、同年度の4月分の自動車税から減免</u>されます。 <u>燃料費請求</u>についても、「<u>4月から減免</u>」と手帳に記入されていれば、<u>4月1日から請求可能</u>です。 ※自動車税の減免制度につきましては、山梨県自動車税センター（山梨県総合県税事務所自動車税部）にお問い合わせください。（TEL：055-262-4662）</p>

ご 質 問	回 答
<p><b>Q5) <u>普通自動車を年度途中で買い換えた</u></b>            燃料費の請求は、そのまま連続して1年間できるか。</p>	<p><b>A5) <u>再度、自動車税の減免申請が必要</u></b>            普通自動車を買った場合には、再度、山梨県自動車税センターにおいて、自動車税の減免申請が必要となり、<u>減免申請を行っていない自動車の燃料費の請求はできません。</u>            ※自動車税の減免制度につきましては、山梨県自動車税センター（山梨県総合県税事務所自動車税部）にお問い合わせください。（TEL：055-262-4662）            なお、燃料費請求は、<u>買い換え時、直ちに買い換え後の自動車に減免申請を行った場合は、継続して対象となります。</u></p>
<p><b>Q6) <u>途中で障害者本人が亡くなった</u></b>            本人が、今年の〇月に亡くなってしまった。請求はどうしたらいいか。</p>	<p><b>A6) <u>死亡前日まで請求可能</u></b>            ご本人が亡くなる前日までに購入した燃料費が請求できます。<u>ご本人の代理となって請求する方から、別紙「請求者(手帳所持者)死亡時の請求方法」をご確認の上、各書類を提出してください。</u>なお、<u>死亡日を証明する書類写しや、代理人とご本人の関係性のわかる書類写しも必要</u>です。</p>
<p><b>Q7) <u>途中で他県に転居した</u></b>            今年7月〇日に他県に転居した。請求はどうしたらいいか。</p>	<p><b>A7) <u>転居前日まで請求可能</u></b>  <u>転出届けを出した前日までに購入した燃料費が請求できます。</u>請求の際、<u>転出日のわかる書類をお持ちください。</u>（<u>転出証明書写し</u>）申請のために来県できない場合は、<u>事前に電話で</u>当所までご相談ください。特例として、<u>郵送申請</u>を受けます。</p>
<p><b>Q8) <u>途中で他県から転入した</u></b>            今年7月〇日に他県から転入した。請求はどうしたらいいか。</p>	<p><b>A8) <u>各届け出の翌月1日から請求可能</u></b>            すぐ市役所へ転入届を出し、<u>住民票登録</u>してもらってください。同時に<u>普通自動車は県税事務所へ減免申請、軽自動車は甲府市なら減免申請、他市町で受付終了後であれば、各税務課に翌年度減免対象になるか確認</u>してください。<u>原則</u>では、転入届と減免申請・あるいは減免に該当することが<u>確認できた翌月1日から、燃料費が請求</u>できます。</p>
<p><b>Q9) <u>手帳の級が上がった</u></b>            今年5月、3級から1級になった。すでに減免されている。いつから請求できるか。</p>	<p><b>Q9) <u>1級に変更された当日から請求可能</u></b></p>